平成２９年（フ）第３１２号
福岡市博多区堅粕３丁目８番１―706号
債務者　藤屋あやか（旧姓桶川）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３１８号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目６番16―503号
債務者　北林美和子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３５号
福岡県久留米市長門石４丁目５番２―22号
債務者　石山　勝彦
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６号
北海道岩見沢市９条東５丁目１番地15　市営住宅　311号室
債務者　井川　愛子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１９号
北海道室蘭市八丁平１丁目44番17号
債務者　荻野さつき
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第７号
仙台市若林区若林２丁目７番２―309号
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
仙台市若林区裏柴田町35番地　柴田ハイム203、従前の住所仙台市若林区成田町93番地成田荘102
債務者　伊藤　晋也
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
茨城県東茨城郡大洗町成田町67番地
債務者　清宮美智子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４１号
茨城県ひたちなか市大字東石川209番地６　ビューラエスト101号
債務者　市川　寿男
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
茨城県ひたちなか市大字中根5214番地３　アクティブＹＡＳＵ105号
債務者　飛田　浩昭
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
千葉県館山市沼986番地
債務者　平野　一之
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１１９６号
京都市下京区大宮通松原下る西門前町426番地　五条大宮グリーンマンション　401号
債務者　奥野　孝江
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
京都市西京区下津林番条町63番地　ハイエスト・桂　501号
債務者　波田　雅己
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
京都市西京区下津林番条町63番地　ハイエスト・桂　501号
債務者　波田　善美
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
京都市下京区柳馬場通松原下る忠庵町316番地　デトム・ワン407
債務者　中川　智美
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
京都府宇治市羽戸山２丁目１番地の47、前住所京都市左京区一乗寺梅ノ木町６番地30
債務者　田中　有紀（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係